

2026年5月18日現在

書籍をご購入いただいたみなさまへ

大原出版株式会社

【改正表】

2026年 税理士受験対策シリーズ 法人税法 理論サブノート

平素よりご愛顧いただき誠にありがとうございます。

法改正の影響により、本書の記載内容に改訂が生じております。

ご購入いただいたみなさまには大変ご迷惑をおかけいたしますが、下記該当書籍及び訂正内容をご確認のうえ、ご使用いただきますようお願い申し上げます。

該当書籍

2026年 税理士受験対策シリーズ

法人税法 理論サブノート（2025年8月21日 第25版発行）

ISBN 978-4-86783-212-7

訂正内容

| 頁・行 | 内 容 |
|----------------|----------------------------------------------|
| P. 20 10行目 | ～信託、 <u>特定公益信託</u> 等又は～ ↓ 削除 |
| P. 20 14行目 | ～信託又は <u>特定公益信託</u> 等の～ ↓ 削除 |
| P. 55 3行目 | 従業員の数が <u>500</u> 人以下の法 ↓ 400 |
| P. 55 4行目 | 取得価額が <u>30</u> 万円未満のもの ↓ 40 |
| P. 132 8行目 | ～、 <u>賃借人</u> が <u>賃借料</u> として～ ↓ 賃借料等 |
| P. 132 19行目 | ～、 <u>譲渡人</u> が <u>賃借料</u> として～ ↓ 賃借料等 |
| P. 140～P. 143 | 問題 13-1（差替版）と差替えて下さい。 |
| P. 154～P. 156 | 問題 13-8（差替版）と差替えて下さい。 |

| 頁・行 | 内 容 |
|---------------|--------------------------------|
| P. 79 19行目 | [6] を削除し、[5] の下に、次の内容を追加して下さい。 |

[6] 公益信託に係る信託事務に関連する寄附金の額 (法 37⑤⑨⑩) ★★

(1) 内 容

公益信託の信託財産とするために支出したその公益信託に係る信託事務に関連する寄附金の額の合計額（その合計額が[5]の特別損金算入限度額から特定公益増進法人等に対する寄附金の額の合計額を控除した金額を超える場合には、その控除した金額）については、[3]の寄附金の額の合計額に算入しない。

(2) 手続規定

(1)の規定は、税務署長がやむを得ない事情があると認める場合を除き、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に(1)の寄附金の額の記載及びその明細書の添付があり、かつ、一定の書類を保存している場合に限り適用し、その記載金額を限度とする。

[7] みなし寄附金 (法 37⑥) ★

公益法人等が収益事業に属する資産のうちから、非収益事業のために支出した金額は、その収益事業に係る寄附金の額とみなす。

ただし、事実を隠ぺいし、又は仮装経理することにより支出した金額については、この限りでない。

問題 **13-1** 試験研究費の特別控除 (試験研究費割合10%以下の場合)

〔1〕一般型 (措法42の4①②③) ★★

(1) 控除基準額

青色申告法人の各事業年度において、試験研究費の額がある場合には、②の金額を限度として、その事業年度の法人税額からその控除対象試験研究費の額に次の区分に応じた割合を乗じて計算した金額を控除する。

① 増減試験研究費割合 12%超

$$\underline{11.5\% + (増減試験研究費割合 - 12\%) \times 0.375 (14\% \text{を上限})}$$

② 増減試験研究費割合 0 以上、12%以下

$$\underline{11.5\% - (12\% - 増減試験研究費割合) \times 0.25}$$

③ 増減試験研究費割合 0 未満

$$\underline{8.5\% - 0 \text{に満たない割合} \times \frac{8.5}{30} (0 \text{を下限})}$$

④ 設立事業年度又は比較試験研究費の額が零
8.5%

(2) 税額基準額

法人税額×25% + (注)

(注) 次の場合には、次の区分に応じた金額

① 増減試験研究費割合 4%超

$$\underline{\text{法人税額} \times (増減試験研究費割合 - 4\%) \times 0.625} \text{ (割合は5\%を上限)}$$

② 零に満たない部分の増減試験研究費割合 4%超

$$\underline{\text{法人税額} \times (0 - (零に満たない部分の増減試験研究費割合 - 4\%) \times 0.625)} \text{ (割合はマイナス5\%を下限)}$$

〔2〕中小企業者等の特例 (措法42の4④⑤⑥⑦⑱) ★★

(1) 控除基準額

中小企業者等 (適用除外事業者を除く。)の各事業年度 (〔1〕の適用を受ける事業年度を除く。)において、試験研究費の額がある場合には、②の金額を限度として、その事業年度の法人税額からその控除対象試験研究費の額に次の区分に応じた割合を乗じて計算した金額を控除する。

① 増減試験研究費割合 12%超

$$\underline{12\% + (増減試験研究費割合 - 12\%) \times 0.375 (17\% \text{を上限})}$$

② 増減試験研究費割合 12%以下

$$\underline{12\%}$$

(2) 税額基準額

法人税額×25% + (注)

(注) 増減試験研究費割合 12%超

法人税額×10%

(3) 繰越税額控除限度超過額がある場合

その事業年度において試験研究費の額が比較試験研究費の額を超える場合において、繰越税額控除限度超過額 (その事業年度開始の前日3年以内に開始した各事業年度において生じた特別控除の限度超過額の合計額) を有するときは、その事業年度の法人税額から次のいずれか小さい金額を控除する。

① 繰越税額控除限度超過額相当額

② 法人税額×25% (①の規定による控除額がある場合には、その金額を控除した残額)

〔3〕 特別試験研究費 (措法42の4の2①) ★★**(1) 控除基準額**

青色申告法人の各事業年度において、特別試験研究費の額（〔1〕又は〔2〕の計算の基礎となった金額を除く。）がある場合には、その事業年度の法人税額から次に掲げる金額の合計額を控除する。

① 特別試験研究機関等

控除対象特別試験研究費の額（〔1〕又は〔2〕の計算の基礎となった金額を除く。以下(1)において同じ。）×30%

② 特定新事業開拓事業者等

控除対象特別試験研究費の額×25%

③ 上記以外

控除対象特別試験研究費の額×20%

(2) 税額基準額

法人税額×10%

〔4〕 適用制限 (措法42の13⑤) ★

中小企業者等（適用除外事業者を除く。）以外の法人が次のいずれにも該当しないときは、〔1〕及び〔3〕は適用しない。

(1) 当期の所得金額 ≤ 前期の所得金額

(2) 次の区分に応じ、それぞれに定める要件に該当すること。

① 次のいずれにも該当する場合には、継続雇用者給与等支給増加割合が2%以上であること。

(イ) 当期末の資本金の額が10億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合又は当期末において常時使用する従業員の数が2,000人を超える場合

(ロ) 前期の所得金額が零を超える一定の場合

② ①以外の場合

継続雇用者給与等支給増加割合が1%以上であること。

(3) 国内設備投資額 > 当期償却費総額 × 30%（上記(2)①(イ)及び(ロ)のいずれにも該当する場合 40%）**〔5〕 手続規定** (措法42の4②、措法42の4の2④) ★

〔1〕から〔3〕の規定は、確定申告書等（控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を含む。）に控除対象試験研究費の額及び試験研究費の額又は控除対象特別試験研究費の額及び特別試験研究費の額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

この場合において、控除される金額の計算の基礎となる控除対象試験研究費の額又は控除対象特別試験研究費の額は、確定申告書等に添付された書類に記載された控除対象試験研究費の額又は控除対象特別試験研究費の額を限度とする。

〔6〕 用語の意義 (措法42の4等) ★**(1) 中小企業者等**

問題 5-9 [4] (1)参照

(2) 中小企業者

問題 5-9 [4] (2)参照

(3) 試験研究費の額

次の金額の合計額をいう。なお、その金額に係る費用に充てるため他の者から支払を受ける金額を控除した金額とする。

① 次の費用の額で損金の額に算入されるもの

(イ) 製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究のために要する費用で一定のもの

(ロ) 対価を得て提供する新たな役務の開発に係る試験研究のために要する費用で一定のもの

② その他一定の費用

(4) 控除対象試験研究費の額

試験研究費のうち次に掲げる金額の合計額をいう。

① 国外委託試験研究に係る試験研究費の額×70%② 国外委託試験研究以外の試験研究に係る試験研究費の額**(5) 控除対象特別試験研究費の額**

試験研究費のうち次に掲げる金額の合計額をいう。

① 国外委託試験研究に係る特別試験研究費の額×70%② 国外委託試験研究以外の試験研究に係る特別試験研究費の額**(6) 国外委託試験研究**

他の者に委託する試験研究のうち国外において行われる試験研究として一定のものをいう。

問題 13-8 給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除

〔1〕中堅企業向け賃上げ促進税制 (措法42の12の5①) ★★

(1) 内容

青色申告法人が、各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合で、かつ、期末において特定法人に該当する場合において、次の割合が4%以上のときは、その事業年度の法人税額から②の金額を控除する。

$$\frac{\text{継続雇用者給与等支給額} - \text{継続雇用者比較給与等支給額}}{\text{継続雇用者比較給与等支給額}}$$

(2) 控除額

次のいずれか小さい金額とする。

① 控除対象雇用者給与等支給増加額×10% (注)

(注) 次の要件を満たす場合には、それぞれに定める割合を加算する。

(イ) ①の割合 $\geq 5\% \cdots 5\%$ 、(1)の割合 $\geq 6\% \cdots 15\%$

(ロ) 期末において次のいずれかの者に該当すること $\cdots 5\%$

- ① 次世代法に規定する特例認定一般事業主
- ② 女性活躍推進法に規定する特例認定一般事業主
- ③ 女性活躍推進法に規定する一定の認定を受けた者

② 法人税額×20%

〔2〕中小企業向け賃上げ促進税制 (措法42の12の5②③④) ★★

(1) 内容

中小企業者等 (適用除外事業者を除く。) が、各事業年度 (〔1〕の適用を受ける事業年度を除く。) において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、次の割合が1.5%以上のときは、その事業年度の法人税額から②の金額を控除する。

$$\frac{\text{雇用者給与等支給額} - \text{比較雇用者給与等支給額}}{\text{比較雇用者給与等支給額}}$$

(2) 控除額

次のいずれか小さい金額とする。

① 控除対象雇用者給与等支給増加額×15% (注)

(注) 次の要件を満たす場合には、それぞれに定める割合を加算する。

(イ) ①の割合 $\geq 2.5\% \cdots 15\%$

(ロ) 期末において次のいずれかの者に該当すること $\cdots 5\%$

- ① 次世代法に規定する特例認定一般事業主
- ② 女性活躍推進法に規定する特例認定一般事業主
- ③ 次世代法又は女性活躍推進法に規定する一定の認定を受けた者

② 法人税額×20%

(3) 繰越税額控除限度超過額がある場合

その事業年度において雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額を超える場合において、繰越税額控除限度超過額 (その事業年度開始の前日5年以内に開始した各事業年度において生じた特別控除の限度超過額の合計額) を有するときは、その事業年度の法人税額から次のいずれか小さい金額を控除する。

① 繰越税額控除限度超過額相当額

② 法人税額×20% (〔1〕又は〔2〕の規定による控除額がある場合には、その金額を控除した残額)

〔3〕 手続規定 (措法42の12の5⑥) ★

〔1〕及び〔2〕の規定は、確定申告書等（控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を含む。）に控除対象雇用人給与等支給増加額（〔1〕の場合には、継続雇用人給与等支給額及び継続雇用人比較給与等支給額を含む。）、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

この場合において、控除される金額の計算の基礎となる控除対象雇用人給与等支給増加額は、確定申告書等に添付された書類に記載された控除対象雇用人給与等支給増加額を限度とする。